

役場からの便り

フードドライブ活動に協力します

☎こども支援課 ☎21・5561



フードドライブとは、ご家庭や企業で不要になった食品や日用品を集め、物資を必要としている家庭や子ども食堂、福祉団体などに届ける活動です。

この度、福島県県南地域子どもの居場所ネットワークで実施している「フードドライブ」に協賛し、村内に2か所、回収BOXを設置することになりました。

皆様からのあたたかいご支援を心よりお待ちしております。

- ◆回収BOX設置開始日 令和8年9月1日(火)
- ◆回収BOX設置場所
 - ①役場本庁舎 住民生活課前
 - ②保健福祉総合センター こども支援課前
- ◆受付時間 9:00～16:30
- ◆ご支援いただけるもの

- ・未開封のもの
- ・包装等が破損していないもの
- ・賞味期限が2か月以上のもの(消費期限内のもの)
- ・常温保存ができるもの

(例)食 品：お米、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、調味料、お菓子、ベビーフードなど

日用品：トイレットペーパー、ティッシュ、洗剤、歯ブラシ、生理用品、ベビー用品など

※その他、「回収できるかわからない」「量が多い、重いなどの理由で運べない」などの場合は、こども支援課へお気軽にご相談ください。



詳細はこちらへ
(泉崎村公式ホームページ)

補助金でお得に 窓のリフォームチャンス!!

こんなお悩みありませんか？

- ☒ 冬場(夏場)は家の中が寒い(暑い)
- ☒ 光熱費が高くて大変
- ☒ ガラス窓が結露でびしょり...
- ☒ 外の音が気になる



株式会社 河島工務店
〒969-0102
福島県西白河郡泉崎村関和久字十郎兵衛44
TEL:0248-53-3328 FAX:0248-53-4212

お見積
ご相談
無料!!



代表取締役 河島重昭

地元の皆様の
「困った」を解決!!
なんでもお問い
合わせください

印刷のことなら...

有限会社 タサキ印刷

〒969-0102 泉崎村大字関和久字上野館203
☎0248-54-1500 FAX 0248-53-2030

マイナンバーカードのお手続きには予約が必要です

問 住民生活課 ☎53・2112

マイナンバーカードに関係するすべてのお手続き（受け取り、電子証明書の更新、新規作成、暗証番号の再設定、ロックの解除、保険証との紐づけ等）には必ず予約が必要です。窓口の混雑緩和と待ち時間短縮のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆予約の可能な日程

（平日） 9：00～12：00
13：00～16：30

※平日延長窓口や日曜休日窓口の一部日程に限り、マイナンバーカードのお手続きが可能です。
最新の日程については泉崎村公式ホームページ、またはお電話にてお問い合わせください。

◆予約方法

- ・泉崎村公式LINE、又はお電話にて承ります。
 - LINE ID「@izumizaki」で検索
 - 泉崎村役場 住民生活課 ☎0248-53-2112
- ・ご予約の際に、手続き内容・人数・来庁日時を確認いたします。あらかじめご準備ください。

泉崎村介護者激励金支給事業について

問 保健福祉課 ☎54・1333

令和7年10月1日から令和8年9月30日までの期間内で、村内に住所を有する要介護4・5の要介護高齢者を在宅で介護した日数が180日以上介護者に支給されます。激励金は年額3万円です。支給対象者の申請は、10月1日から10月31日（但し、土・日・祝日を除く）までに保健福祉課へ提出してください。

※申請書は、保健福祉課窓口か村公式ホームページからダウンロードもできます。

詳しくは保健福祉課（0248-54-1333）までお問い合わせください。

キャッシュレス納付等、サービス停止のお知らせ

問 税務課 ☎53・2113

eLTAXシステム更改により、キャッシュレス納付等のサービスが停止となりますので、ご注意ください。
ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

◆停止期間

9月19日（土）0：00～9月24日（木）8：30（予定）

◆停止になるサービス

- ・eLTAXを利用した電子申告・電子納付等
- ・eL-QR（二次元コード）またはeL番号を利用したキャッシュレス納付（地方税お支払サイト、スマホ決済アプリを利用した納付）

※コンビニエンスストアでの納付は可能です。

詳しい内容につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/14857>



eLTAX ホームページ
二次元コード

道路の穴ぼこを見つけたら



下記のような危険な状況の道路を発見したらご一報ください。

- ・穴ぼこや大きな亀裂がある
- ・倒木がある など

連絡先：建設水道課（Tel：53-2114）



泉崎村誘致企業 第一号



明星電気株式会社

- クリーンな職場環境
- 地元就職に最適！

泉崎村大字泉崎字十八夜 1
TEL 0248-53-2611
<https://meiseidenki.co.jp/shirakawa/>

水道メーターの検針にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

泉崎村ではお客様が使用した水量を量り、水道料金を算出するため、奇数月に検針員が水道メーターの検針にお伺いしています。正確な水量の検針を行うため、以下のようにご協力をお願いします。

◆メーターボックスの上には車、物等を置かないようにする。

ボックスのふたを開けられず、検針ができない場合があります。



◆飼い犬は水道メーターから離れたところにつなぐ。

検針員がメーターに近づくことができずに、検針ができない場合があります。



メーターボックスの上に物が置かれていたり、飼い犬が放し飼いになっていたりすると検針が行えず、泉崎村水道事業給水条例に基づき認定水量となり、本来の水量以上の料金がかかってしまう場合がありますので、ご協力をお願いします。

樹木や生垣等の適切な管理について

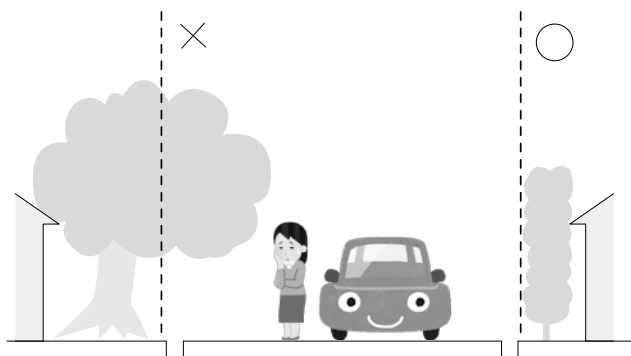
☎建設水道課 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。

9月1日（火）から10月31日（土）は「行政相談月間」です。

行政相談は、役所（国、県及び市町村）等の仕事に関して、困っていること、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

泉崎村においては、行政相談委員による相談所を次のとおり開設します。

◆泉崎村の行政相談委員



相談員：中目 正紀 氏
住 所：泉崎村大字泉崎字八斗蒔6 5 番地
電 話：53－3731（自宅）

◆相談所の開催日時

9月13日（日）10：00～12：00
10月11日（日）10：00～12：00

◆会場

泉崎村保健福祉総合センター

総務省統計局（福島県）では、 10月20日現在で社会生活基本調査を実施します

総務省統計局（福島県）では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、わたしたちが1日のうちどのくらいの時間を仕事、家事、地域での活動などに費やしているかや、過去1年間の自由時間にどのような活動を行ったかについて調査し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策などの政策に必要な基礎資料を得ることを目的として実施します。

10月上旬から中旬にかけて、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。



総務省統計局・令和8年社会生活基本調査キャンペーンサイト

毎月勤労統計調査 全国調査・地方調査 準備のための調査のお願い

毎月勤労統計調査とは、我が国の労働者の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするための調査です。国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の結果は、インターネットニュースや新聞等で取り上げられるだけでなく、労働経済の分析や国民所得の推計における資料として、また、雇用保険法に基づく基本手当日額や労働基準法に基づく休業補償額改定の際の法定資料としても使用されています。さらに、IMF、ILO、OCED等の国際機関でも利用されており、日本と諸外国を比較した数値の多くは、毎月勤労統計調査の結果によるものです。

指定された調査対象地区には、統計調査員が事業所をお伺いして、準備のための調査をさせていただきます。

◆準備のための調査

統計調査員が事業所をお伺いして、事業活動の内容や労働者数などをお尋ねし、調査区として指定した地域の最新の事業所名簿を作成するための調査です。調査区内のすべての事業所へお伺いするもので、このうち毎月勤労統計調査の対象となった事業所には、後日改めてお知らせいたします。

※調査についてご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

☎福島県企画調整部統計課 ☎024－521－7147